

### 静岡県がんセンター局管理規程第3号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月30日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(機関)	(機関)
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> (略)
2 静岡がんセンターに次の機関を置く。	2 静岡がんセンターに次の機関を置く。
(略)	(略)
病院	病院
(略)	(略)
<u>内分泌・代謝内科</u>	<u>糖尿病・代謝内科</u>
(略)	(略)
RMQC室	RMQC室
栄養室	栄養室
(略)	(略)
臨床研究支援センター	臨床研究支援センター
(略)	(略)
	<u>ゲノム医療推進部</u>
	<u>ゲノム医療支援室</u>
	<u>遺伝カウンセリング室</u>
看護部	看護部
(略)	(略)
患者家族支援センター	患者家族支援センター
<u>入院前支援室</u>	<u>初診・入院支援室</u>
<u>通院患者支援室</u>	<u>外来患者支援室</u>
緩和ケア室	緩和ケア室
	<u>地域医療連携室</u>
	<u>在宅転院支援室</u>
疾病管理センター	疾病管理センター
(略)	(略)

(病院の所掌事務)

**第5条** 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

(病院の所掌事務)

**第5条** 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) ゲノム医療の推進に関すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。